

○紀南地方老人福祉施設組合会計年度任用職員の給与に関する規則

（令和2年3月25日）
規則第2号

改正 令和3年12月14日規則第2号 令和4年2月10日規則第1号
令和4年9月26日規則第4号 令和5年3月30日規則第2号
令和6年3月21日規則第2号 令和6年6月10日規則第3号

（趣旨）

第1条 この規則は、紀南地方老人福祉施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年紀南地方老人福祉施設組合条例第1号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第2条 この規則の施行にあたっては、この規則に定めるもののほか、白浜町会計年度任用職員職員の給与に関する規則（令和2年白浜町規則第5号。以下「町規則」という。）を準用する。

（職務別基準表の適用方法）

第3条 職種別基準表は、職種欄の区分に応じて適用する。

（期末手当）

第4条 町規則第20条において準用する期末手当を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給の一部差し止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

2 町規則第20条第2項において準用する1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者は、通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が16時間未満の者とする。

（その他）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則（令和2年3月25日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経験年数の特例）

2 この規則の施行の前日において、会計年度任用職員が、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）第1条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「改正前地方公務員法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員若しくは改正前地方公務員法第22条第5項の規定により臨時的に任用された職員又は地方公務員法第17条の規定により任用された一般職の非常勤職員として、当該会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数を有する場合には、当該年数は第3条第2項及び第5条に規定する経験年数とみなす。

附 則（令和3年12月14日規則第2号）

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和4年2月10日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の紀南地方老人福祉施設組合会計年度任用職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定並びに次項及び附則第3項の規定は、令和4年2月1日から適用する。

（在職者の号給等の調整）

2 令和4年2月1日（以下「適用日」という。）の前日から引き続き在職するフルタイム会計年度任用職員の適用日以後における号給については、新規則の規定により号給を決定されるフルタイム会計年度任用職員との権衡上必要と認められる限度において別に管理者が定めるとこ

るにより、必要な調整を行うことができる。

3 前項の規定は、適用日の前日から引き続き在職するパートタイム会計年度任用職員の適用日以後における基準月額について準用する。

（給与の内払）

4 新規則の規定又は前2項の規定を適用する場合には、この規則による改正前の紀南地方老人福祉施設組合会計年度任用職員の給与に関する規則の規定に基づき決定された号給又は基準月額により支給された給与は、新規則の規定又は前2項の規定に基づき決定する号給又は基準月額による給与の内払とみなす。

附 則（令和4年9月26日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、令和4年9月1日から適用する。

附 則（令和5年3月30日規則第2号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日規則第2号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月10日規則第3号）

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職務別基準表

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
専門職員等	2	1	2	93
介護職員（主任）	1	34	1	49
介護職員	1	17	1	31
介護支援専門員	1	38	1	49
生活相談員	1	38	1	49
介助員	1	4	1	6
看護職員	1	40	1	48
事務員	1	4	1	26
調理員（主任）	1	13	1	18
調理員	1	4	1	10
早出調理員	1	28	1	32
栄養士（主任）	1	43	1	48
栄養士	1	28	1	39
宿直員	1	2	1	4